

江戸時代村落の両墓制史料（上）

— 丹波桑田郡山国郷比賀江村 —

竹 田 聴 洲

墓地はどの村にも必ず存在し、村の全員から強い関心のつなげずにはいなく、いかなる意味でも経済的収益の対象とならず、またその機能があまりに村落生活の常民的側面と密着しているために、石塔造立が庶民の間に一般化したといわれる江戸時代においても、これが文書の上に跡をとどめることは極めて稀である。等しく無年貢地であっても、社寺の境内地等は除地・除高として面積・分米が検地帳・水帳などの村方公簿に記載されるが、墓地は、寺院境内地にある場合は「除地」のうちに含まれて分筆登記されず、寺院境内から独立に存在する場合も、多くは「除地」以前の見捨地・見捨場として最初から検地の対象から外され、除地としてさえも登記されないのが普通である。村の生活にはどれほど重要な意味をもつとしても、政治的支配・収奪を意図する側からは全く意味のない土地であり、またその村内における用益も一般に極めて伝承的な慣行に委ねられ、公的にも私的にもことさら記録化を必要とする動機の最も欠ける土地柄であるため、村方在地文書が前代に比して激増する近世においても、墓地に関する文書史料は特別なケースを除いて一般に甚だ少ないのが常である。

京都府北桑田郡京北町比賀江区（昭和三〇年以前の北桑田郡山国村大字比賀江、幕藩時代以前の比賀江村）は現在典型的な惣村の両墓制をとっているが、江戸時代も早い時期から、その詣り墓ないしこれと一体をなす最玄寺の格位・帰

属・用益をめぐって村内にしばしば紛争を生じ、その紛争を介してここに紹介するような若干の文書を遺した。それは結果的に、現在みるこの村の両墓制の前代の姿、ないしは現存の姿に立ち至るまでの迂余曲折の経過を直接間接に物語るものである。従来民俗学で両墓制が論ぜられる場合、詣り墓の指標を石塔群の存在に求めつつ専ら現在の形態事例の蒐集のみが意図され、そこから一足とびに無石塔期の形態に問題の焦点が飛躍し、石塔出現以後の中間段階における変化については殆んど全く無視されてきた。また墓はしばしば寺院と地形的にも密接な関係をもって独特の景観をつくり出すのは歴然たる事実であるが、墓と寺院がある場合には結びつき、ある場合には結びつかないという区別が何に基くかという点もことさら等閑に付され、寺から切りはなして墓はただ墓としてだけ論ぜられてきた。これらは方法的に果して無欠といいうるであろうか。ここに紹介する文書史料は、江戸時代の該村墓地の実態を記述することを本来意図したのではなく、この村の特殊な歴史的条件から生れたいわば一種の偶然史料であり、副産物であるが、しかし一つの村落共同体としてのこの村の現両墓制形態に宿る意味と江戸時代のそれとの相違は、単に石塔数の増加や碑形の変化だけにはとどまらないこと、また石塔墓地と寺とは互に夫々の発生の根源に遡って表裏一体の密接な関係をもつ場合のあつてを示している。それはあながちこの村かぎりの特殊現象とはいえないであろう。

比賀江を含む中世以来の山国本郷八ヶ村（禁裏御杣山国庄の中心）の名主仲間^{みまうしゅ}は連合して明治維新まで郷氏神「五社明神」の強固な宮座を結成し、広大な入会山や郷域を貫流する大堰川の流筏権・漁業権の共有を介して、藩制村としては別個の村であっても、彼らのもつ中世以来の庄郷的一体性は遺制として近世にも種々の共同慣行を持続していた。その墓制は巨視的には八ヶ村とも一応両墓制をとっているといえるが、細かくみれば埋墓（「ハカ」）・詣り墓（「ラントはウ」）の形態やそれと集落・寺院との関係位置は村毎に著しく異なり、一口に両墓制といっても、郷域全体として――前代に遡るほどその共同体的性格は濃厚であった――その内部で形態は甚しく分化している。そのうち比賀江は、ハカ（埋墓）もラントウ（詣墓）も夫々村内に一個所だけ存在し、村の全戸が挙げてこれを使用する惣村墓的方式をとって

いる。即ちハカは部落の外れ、隣村大野区寄りの「烏谷」とよばれる谷の東側、小字「東谷」の一面の林空平坦地に、またラントウはその「烏谷」の西側に位置する比賀江集落の縁辺、小字「西山」の最玄寺境外に隣接する山腹の一面にある。ただ現在全二戸の「庄」氏のみは「西久保」とよぶ別谷の一面にハカとラントウを互に隣接させて所持するが、「(村の) ハカ」・「(村の) ラントウ」として村人の意識するものは右の東谷・西山のそれにほかならない。又東谷の埋墓区の縁辺部には、少数の家が明治以後の新碑を設けていて、惣村の両墓制は崩壊の端緒をみせているが、現在のところでは村人の常識ではまだ「ハカ」に含まれ「ラントウ」ではない。こうした少数後次の例外は別として、他は惣村全戸のハカ・ラントウが互に谷を挟んで直線距離でも数百米をへだてて立地するから、両墓制としては誠に典型的な景観を呈し、隣村大野区がややこれに近い姿をとるのを除いて他には山国八村でも両墓制でこれほど鮮かな形態をとる例はみられない。全村戸のラントウ区に膚接する最玄寺(天台宗)は現在唯一の村内寺院であるが、昭和三十九年現在の比賀江区土着戸七六戸の約半数を檀家とし、他部落に檀家はない。そして最玄寺檀家以外の村戸は、三キロ余はなれた旧山国内大字井戸の常照寺(臨濟宗。光厳天皇を開山とする名刹。寺内山腹に光厳天皇陵・後花園天皇陵あり)の檀家であるが、比賀江の村戸は、檀那寺が最玄寺であると常照寺であるとの別なくすべて遺骸は東谷のハカに埋葬し、埋り墓としての古来の石碑は最玄寺境外のラントウ区に所持し、かつ今も建て、この点最玄寺住持といえども勿論例外ではない(常照寺住持は固より井戸の村墓に葬り、そこに石碑を建てて)。

現状は概略右の如くであるが、江戸時代の比賀江村ははじめ天領として出発し、その村高(古検高)三三一石一斗二升六合(延宝六年の新検高三三五石四斗二升九勺)のうち三〇〇石が寛文六年以後洛北大原の天台宗三千院梶井宮門跡領となり、残りの三五石四斗二升九勺は元禄十一年以後旗本杉浦出雲守領となつて、何れもそのまま明治の廢藩置県に及んだ。従つて自然村落としての比賀江村は領知の面では「梶井門跡領比賀江村」と「旗本杉浦領比賀江村」とに分割され、庄屋・年寄などの村役人も夫々におかれ、一村内に二つの藩制村が併存したが、各領の領域は一円的に設定され

ているのではなく、梶井領民と杉浦領民とは耕地も屋敷も互に錯綜して布置された。又最玄寺以外に江戸時代には臨濟宗徳寿庵・同宗清光寺・黄檗宗禪定庵の三寺が村内にあり、夫々に村内かぎりて若干の檀家を擁した。明治五年の壬申戸籍では全村戸七二戸の寺檀別内訳は最玄寺三一戸・徳寿庵一九戸・清光寺一四戸・禪定庵八戸であったが、徳寿庵・清光寺は本寺の常照寺に、禪定庵は最玄寺に合併されて廃絶した。いずれも明治年間のことであって、それ以前には比賀江には現在のような常照寺との直接の寺檀関係は全くなかった。右の四寺をめぐる四系の寺檀関係は梶井領・杉浦領の双方を覆って錯綜し、どちらの領民はどの寺の所屬というような、領属と檀縁との間の対応規制の原則は全くなかったから、領属面と寺檀面との相乗によって村戸は幾系にも分化し、複雑な様相を呈したが、しかも墓制の上では、右の如き領属・寺檀両面の分裂錯綜を超えて、一自然村落としての惣比賀江村の詣り墓（多分埋墓も）が形成されていた。即ち杉浦領氏・梶井領民・最玄寺檀家・他三寺檀家の別なく村戸のラントウはすべて最玄寺辺の所定区に設けられた。村の両墓制との関係の上で、最玄寺と他三寺とは著しくその形態を異にしたが、これは最玄寺が元來惣村墓々辺の村持念仏堂・会所・惣堂として発生し、他の三寺は別の契機に基いて成立したことによるらしい。はじめ禪宗であった最玄寺はのちに天台宗となり、やがて自ら望んで、比賀江村大半の領主である梶井宮門跡の末寺となったが、梶井領民と最玄寺檀家とは必ずしも相覆うものではなかった。そして村のラントウと唇齒一体をなす現実とその由緒伝承によって、最玄寺境域を惣村の惣入会地視する立場と、梶井門跡の領民ないしはその末寺最玄寺檀家のみの特権優越性を主張する立場との対立が常に村内に潜在し、ここからしばしば紛争を生じた。

村の墓制は一村全体の視野から捉えなければ完全ではない。又石塔発生以後の墓制は寺との具体的な関係を度外視しては、充分な意味をつかむことはできない。比賀江の場合、惣村のラントウが四寺中のある特定の一事にのみ専ら密着していることは、裏返せば同じく檀那寺・宗判寺院でありながら、他の三寺はそういう契機を欠いて成立したことの結果である。現在は最玄寺だけより村に存在せず、村戸の半数は遠い他部落の常照寺に結檀しているが、江戸時代には他

に三つの檀那寺があり、二領に分属する全村戸の寺檀關係は発生的に四系に分かれていた。従つて一円的惣村兩墓制という点では一貫していたとしても、昭和の現形態が示す意味と江戸時代のそれとを同日に論ずることはできない。そして江戸時代における一村の墓制がそれなりの形をとる背後には、積極的にせよ消極的にせよ当時の寺檀關係からの規制が働いていることは覆いえない現実であるから、ここでは墓制そのものとの關係にとどまらず、これと直接間接深い関連のあるかぎり寺檀制の史料も併せて揭示した。

(凡例)

一、つぎに紹介する文書は、特に所蔵者を示さないかぎりすべて最支寺文書である。同志社大学人文科学研究所の「村落研究班」に所屬して昭和三九年一月末実施した同寺辺石塔墓地実測調査に添へ発見した。

一、最支寺文書には草稿とみるべきものが少なくないが、所要に応じ、行間追補その他の修訂箇所もつとめて原体裁を存し、塗抹の文字は判読可能のかぎり、右傍に々々々々印を施して示したほか、筆者の意を以て原文仮名の右傍にルビ括弧で漢字を宛て、又干支のみより記されていないことも、他の文書から年次の比定しうるものはアラビア数字で右傍に示した場合がある。

一、文書の配列は年代順とし、無年紀文書は内容によって配列順序を判定した。

一、原本の閲覧・撮影を快諾された最支寺住職穴穂行満師・岡本久夫・同純一両氏、及び原稿の浄写を援助せられた同志社大学文学部学生赤田光男・堤克彦・植木弘美の三君に対し深く感謝の意を表したい。(40・9・30稿了)

一、寛文十一年十月 竜華院宛比賀江村年寄等連判願状

一、丹波桑田郡山国庄比賀江村最支寺者年歴久敷寺ニ而御座候へ共、其以前之御本寺者何之寺ニ而御座候とも不存、五六十年以来、住持五六代妙心寺派之僧衆住持被成候故、妙心寺之御末寺と計存居申候へ共、只今御代官様より御本寺御窮被成候間、御寺様之御末寺ニ被成可被下候。御公儀へも御寺様之末寺と書上ヶ可申候間、左様ニ被思

江戸時代村落の両墓制史料

召可被下候。若就此最玄寺之儀ニ、他門之異儀御座候へハ、檀那中罷出、急度御公儀埒明、御寺様へ少も御難懸申間敷候。為後日仍而状如件。

寛文十一辛亥年十月五日

比賀江村年寄

庄 三郎左衛門^⑧

同 甚左衛門[〃]

田淵作左衛門[〃]

嘉右衛門[〃]

新井右 近[〃]

同 左 近[〃]

溝口茂右衛門[〃]

岡本忠 兵衛[〃]

庄屋 前田源 兵衛[〃]

多左衛門[〃]

猪兵衛[〃]

竜華院様

二、寛文十二年四月 梶井門跡代官宛比賀江村百姓等訴状

乍恐口上書ニ而御訴訟申上候

一、丹州山国比賀江村之百姓共ニ而御座候。然ハ当村之寺と申ハ、往古ハ善常庵ニ最玄寺と申式ケ寺ならてハ無御座候。右最玄寺住持之義ハ、八九十年計以前ハ珍知客と申候。是ハ大徳寺なかれニ而御座候。此弟子ハ三蔵主と申候。其後最玄寺住持を五十年余致して死去被仕候。其以後代々の住持ハ妙心寺僧立首座、次ニ普看、是も妙心寺衆、次受首座、是も妙心寺久閑院の派中ニ而御座候。又聖海と申候も妙心寺蜜溪和尚之弟子衆ニ而御座候。当住持梅南和尚も妙心寺笠印和尚之一派ニ而御座候。然ハ鈴木伊兵衛様御代八年以前ニも、右最玄寺の寺請ニ而宗旨帳差上ケ申候義ハ偽リ不申上候間、伊兵衛様御家来意井市郎右衛門殿当御地ニ御座候間、御尋被為成可被下候。五味藤九郎様※も寺請状、右之最玄寺より判形差上ケ申候。然処ニ当村地僧梅雲義ハ、右之最玄寺之珍知客存生之内、最玄寺より考町程東ニ新屋敷ヲ求メ小庵ヲ立隠居仕相果被申候。其跡泉蔵主と申坊主居申候。只今之梅雲ヲ弟子ニ取り、彼泉蔵主ハ三十年程以前ニ死去被仕候。左候ヘハ此梅雲之弟子、三蔵主・春首座・悅蔵主と申坊主ハ最玄寺隠居之なかれニ而御座候処ニ、種々の族を申かけ、百姓をそふたう仕らせ何共迷惑ニ奉存候。最玄寺ハ我々先祖より之位牌所ニ御座候処、今以外之寺ニ而宗旨帳仕候義難儀仕候間、御慈悲ニ右之趣被為聞召上、先年之通ニ最玄寺之請状ニ而宗旨帳被召上被下候者難有可奉存候。以上

寛文拾貳年

子ノ四月六日

比賀江村

百姓 共印

梶井御門跡様

御代官所

三、寛文十三年三月 五味藤九郎宛梶井領庄屋等訴状案

江戸時代村落の両墓制史料

※ 京都駐在、幕府代官。

丹波山国ひかへ村御蔵入庄屋源兵衛 村中之会所を寺ニ仕候ニ付 乍恐御訴訟申上候

一、山国ひかへ村ニ念仏堂と申して村中之会所御座候。火とほしの坊主召置申上作法カカニ而御座候。然処ニ御蔵入庄屋源兵衛、肝煎請人ニ而梅南と申僧を召置申候。則請状我等共方ニ取置申候。右之源兵衛宗旨之請判此梅南ニいたさせ指上ケ申由承候。右之会所ニ只今旦那を付、御公儀様宗旨之請判仕候得者、此度寺ニ取成候儀迷惑ニ奉存候故御訴訟申上候御事。

一、念仏堂者山国村ニ御座候一村も寺ニ仕候儀無御座候。旦那を取、請判仕候儀無御座候。

一、右之源兵衛同村梶井御門跡様御下之小百姓半分を語付、此念仏堂之旦那ニ仕候故、去年の春右之小百姓共宗旨之請判此梅南ニいたさせ、梶井様へ指上申し候得共、御同心無之、宗旨之帳納り不申候事。

一、我等共へ昔より有来り申候通ニ仕指上ケ、去年之春宗旨帳梶井様御請取被成候御事。

一、右之通りニ而御座候故、村中之会所を寺ニ仕、旦那を付申候儀、庄屋年寄為後日迷惑ニ奉存候故、下ニ而色々申聞セ候得共、合点不仕候間、宗旨之請判、昔より有来之通りニ仕かへ指上ケ申候様ニ被為仰付被下候者、難有可奉存候。以上

(寛文13)
丑ノ三月廿一日

山国ひかへ村

梶井様御下

庄屋 長右衛門

年寄 伝右衛門

清兵衛

五味藤九郎様

(紙背)

如此目安上候。様子可相尋候間早々可罷出者也。

(寛文13)
丑ノ三月廿二日

藤九郎判

丹州山内之内

ひかゑ村

庄屋源兵衛

梅南

かたへ

四、寛文十三年三月 五味藤九郎宛比賀江村庄屋返状案

乍恐返答書言上

丹波山内比賀江村御下之庄屋源兵衛と申者ニ而御座候

一、当村最玄寺ト申ハ往古より之寺ニ紛無御座候処ヲ、今度同村梶井御門跡様之御下庄屋年寄より色々の押領をたくミ、御目安ニ被申上候ハ、村之会所ヨ寺ニ致し、其上梶井様之百姓衆ヨ旦那ニ付ケ申なとと、以之外なる偽リヲ言上被致候而、当月廿二日之御裏判ヨ私へ付ケ被申候故、乍恐返答書ニ而御断申上候御事。

二、最玄寺往古より之寺ニ而御座候。則八九十年計以前之住持ハ珍知客と申候。此僧ハ大徳寺之派ニ而御座候。此弟子ハ三蔵主ト申、其後之住持にて御座候。其より代々の住持ハ妙心寺僧立首座、次ハ不取、最も妙心寺僧、此次ハ受首座、最も妙心寺久閑院之派中ニ而御座候。又聖海と申候も妙心寺盤珪和尚之弟子僧ニ而御座候。当住持梅南和尚も妙心寺笠印和尚之一派ニ而御座候。ケ様ニ慥なる寺ニ而我々先祖より之旦那寺ニ而御座候故、九年以前鈴木伊兵衛様御代此最玄寺宗旨帳ニ而寺請帳ヲ上ケ置申候。其後御前様へも最玄寺宗旨帳ニ而寺請帳差上ケ申

江戸時代村落の両墓制史料

候御事。

一、去年之春、梶井御門跡様御下之宗旨帳ヲ被召上候刻、庄屋・年寄衆ハ其身之親類、所之持庵坊主ヲ寺請ニ而宗旨帳ヲ差上ケ可申と被申候。又百姓衆ハ先祖より之寺最玄寺之宗旨帳ニ而差上ケ可申と被申、其上鈴木伊兵衛様へも最玄寺之寺請帳ヲ差上ケ置候へハ、今以代々の最玄寺ヲさし置、持庵坊主ヲ頼可申筋目無之候とて出入ニ罷成候へ共、埒明キ(不)申由ニ御座候。然所ニ私ヲてぎニ仕ル伝右衛門と申者ハ、最玄寺之旦那ニ而、我々一所ニ鈴木伊兵衛様へ宗旨帳差上ケ申候処ニ、此伝右衛門并ニ清兵衛ハ、弟ヲ坊主ニ致シ候ニ付、往古より之最玄寺ヲつぶさせ、弟坊主ヲうやまわせ可申と、程々ニ村ヲさわがし申候へ共、此義首尾不仕候故、知略ヲ以可遂本望ヲと、不存寄候私へたくミヲ以、難題ヲ申掛候義迷惑ニ奉存候。私偽リ不申上候段ハ、梶井様御下之百姓衆へ乍恐様子御尋被為成被下候へハ、庄屋年寄之偽りあらハれ申候事ニ御座候。御慈悲ニ右之趣被為聞召分被下候者難有可奉存候。以上

(寛文13)
丑ノ三月廿五日

山国比賀江村

五味藤九郎様

庄屋 源 兵 衛

五、寛文十三年三月 五味藤九郎宛梶井領百姓等口上書案

乍恐口上書ニ而申上候

一、丹波国比賀江村百姓共ニ而御座候。然ハ当村最玄寺と申寺ハ、往古より之寺ニ而御座候処ヲ、此度庄屋長右衛門・年寄伝右衛門・清兵衛と申者、存之外成ル押領ヲたくミ申て色々の偽りヲ御前様に言上致し、御下之庄屋源兵衛方へ御判ヲ付申候。就其我々口上書差上申義、恐多奉存候へ共、子細段々御座候ニ付乍恐御断申上候御事。

一、往古ハ当村ニ最玄寺并善常庵と申て式ヶ寺ならてハ無御座候。此最玄寺住持八九十年計以前ハ大徳寺僧珍知客と申、此次ハ同弟子三蔵主と申、其後代々の住持ハ妙心寺僧立首座、其次不閑、是も妙心寺僧、此次ハ受首座、是も妙心寺久閑院之派中ニ而御座候。又正海と申候も妙心寺盤珪和尚之弟子僧ニ而御座候。当住持梅南和尚も妙心寺笠印和尚之一派ニ而御座候御事。

一、右最玄寺ハ我々先祖より代々の旦那寺ニテ御座候ニ付、九年以前巳ノ年鈴木伊兵衛様より宗旨御改之刻、当村中不残右最玄寺請判ニ而宗旨帳差上申候御事。

一、去年之春御地頭棍井様へ宗旨帳被召上候刻、所之持庵坊主梅雲・春首座・悅藏主此三人之坊主、我々を理不尽ニ旦那ニ成り候へと不存寄候義ヲ申かけ、村をさハかし申候へ共、庄屋年寄之親類ニ御座候故、勘忍致シ罷在候へハ、さしつゝのり種々の族ヲ申かけ、是非共ニ旦那ニ成り候へとすゝめ被申候へとも、最玄寺ハ代々の位牌所と申し、先年伊兵衛様へ差上ヶ置申宗旨帳相違仕り、其上持庵ハ新寺ニ御座候。殊ニ三人共ニ悪僧ニ御座候へハ、彼是以旦那ニ可成筋目無御座候故、旦那ニ成り不申候へハ、三人之地僧衆、庄屋・年寄と親類ニ御座候ニ付、一味ニ何角と宗旨帳ヲ妨ヶ被申候御事。

一、右申上候通庄屋年寄かさつの我かまゝに御座候故、中悪敷罷成、我々と公事出来致シ、御品所様^{ゴウ}ニ而品々之御裁許ヲ蒙り候へハ、庄屋年寄之悪事あらハれ、則庄屋年寄取込銀いまた埒明キ不申候内ニ、地僧三人之内、春首座と申坊主他所者ヲまねぎよせ候て御法度の博奕ヲ打、大分之物ヲ取たおし申ぎ、御品所様^{ゴウ}へきこえ候故、則春首座ヲ所追放被仰付候へハ、弥々庄屋年寄腹立致し候て、御公儀様ヲ掠メ、何とそ村ヲさハかし我々ニ難儀ヲ致させ可申とて、追放之坊主ヲも内へ入置、色々の事たくミ致シ、此度源兵衛方へ難題ヲ申かけ候。御慈悲ニ右之段被為聞召上被下候者難有奉存候。以上

寛文十三年

丑ノ三月廿五日

梶井御門跡様御下

山国ひかへ村

百姓 共

五味藤九郎様

六、延宝三年九月 最玄寺檀那中宛福命院請状

寺請状之事

一、最玄寺之住持立山と申出家、宗旨者竹内御門跡様御下天台宗ニ紛無御座候。若此出家ニ付出入申分出来候者、拙僧御公儀様江罷出急度埒明、最玄寺且那江少茂御難懸申間敷候。為後日寺請状仍如件。

延宝三年

知恩院寺中

乙卯九月十六日

福命院

□ □ ㊦

丹州桑田郡山国比賀江村最玄寺

旦那中へ参

七、延宝四年十一月 三沢与左衛門等宛最玄寺住持竜山願状

一 札

一、最玄寺寺内高サ十二間横幅十三間、老反老畝廿歩、上ニ小松林有、片所ニ墓所有、古来より除地ニ而御座候。太閤様御檢地之時分証文ハ無御座候得共、前々之通除地ニ被仰付候所奉願者也。

延宝四年

山国比賀江村

十一月十八日

最玄寺

新沢与左衛門殿

竜山

中嶋茂兵衛殿

矢野庄左衛門殿

八、年次未詳、富小路民部卿等宛最玄寺願状案

〔端裏〕
「梶井様 最玄寺ねかい状」

丹波比賀江村最玄寺者天台宗ニ而、自往古当村ニ相繞仕候。只今迄無本寺ニ而御座候処、此度住持并檀方共相談ヲ以、乍恐梶井御門跡様御末寺ニ被成下候様ニ奉願候処、被為聞召届則願之遣被仰出難有仕合奉存候。自今以後者弥以法礼急度相勤、万端奉守御下知、至永々毛頭相違仕間敷候。右最玄寺者貧地ニ而御座候故、末々後住之儀者寺相応之弟子江附属不仕候而者寺法相統難仕候ニ付、此段も奉願候処ニ、後住等之儀者檀方相談次第ニ可仕口被仰付、重々難有奉存候。尤住持代替之節者、其段言上仕御礼相勤可申候。

年 号 月 日

富小跡民部卿様

鳥居河出羽守様

九、正徳某年十二月 梶井官代官宛最玄寺惣檀那訴状案

乍恐口上書を以御訴訟申上候事

江戸時代村落の両墓制史料

※ 比賀江區有文書 延宝6年12月比賀江村檢地帳奥檢地役人連署には「三沢与左衛門」とあり

訴訟人 比賀江村檀那最玄寺檀中

相手 同百姓仁右衛門義者ハ拾弐三年以前ニ平左衛門ト申者之跡式江入聿ニ而御座候。右平左衛門者卅年余以前相果申候。其平左衛門後家三年以前ニ相果申候。

一、此入聿仁右衛門と申者悪工ミ仕、我儘成押領仕出シ、何共迷惑ニ存候。此意趣者、以前平左衛門先祖時節悪敷死去仕候故、不取合、最玄寺軒ニ往古より住持死骸埋申候廟所有之、則此傍ニ無佗^他之上ヲ以、彼平左衛門先祖死骸を埋させ申候。依去此地子米三升宛其節より毎年最玄寺江取来候へ共、卅八年以前伊藤右近様御代官之節、右平左衛門弟長兵衛共ニ御未進大分引負、其上我儘申埒明不申候故、則伊藤右近様御取立ニ御下リ被成候処ニ、其夜ニ兄弟共ニ妻子引連夜逃立除キ申候。其節より弟長兵衛義者、同村三十石方ノ地内へ逃、未妻子住宅罷在候。就夫村中立合、兄弟之跡式売、代替不足銀者村より相弁差上、御未進相濟候得者、其翌年彼平左衛門御未進相濟申候を聞出シ、御本所様江罷出段々御訴訟申上候得者、御慈悲之上屋敷之義者とらせ可申候様ニ被為仰出候間、乍迷惑御上意難□村方江とらせ置申候。其後無程彼ノ平左衛門相果申候得者、其より以来地子米ハ打絶無沙汰ニ罷成、貧者故可取仕合も無御座罷在候処ニ、却而只今彼仁右衛門最玄寺住持廟所を我儘ニ致、以之外成悪工ミを以、失セ人長兵衛悴庄左衛門をかたらひ、最玄寺古屋敷之内江死人之野□等埋、剩近辺之樹木等迄猥ニ伐荒、我儘押領仕候段、何共迷惑ニ奉存候御事。是段々毛頭偽無座候。乍恐被為聞召分、御慈悲ニ右仁右衛門被為召出、以前之通時相応之地子米、又ハ樹木我儘ニ伐荒不申候様被為仰付被下候ハ、難有可奉存候。以上

正徳□年十二月五日

比賀江村

最玄寺

梶井御門跡様

御内

惣檀中

兩御代官様

※ 領主梶井宮門跡

一〇、享保五年九月 梶井宮代官宛最玄寺檀那等願状案

乍恐口上書ヲ以奉願候

一、御領所比賀江村最玄寺旦那之内少々他領罷在候。此度宗旨帳ニ付本寺証文入用ニ御座候処、外之寺ニハ御座候へ共御存知之ごとく此最玄寺ニハ終ニ左様之墨付頂戴無之御事ニ御座候故、指当テ住持旦那共ニ迷惑ニ罷有候。其以前ハ久々無本寺ニ而罷暮候ニ付、□□富小路民部卿様・鳥居川出羽守様御両所様を段々奉願候処、御慈悲之上御本所様末寺ニ被為成下難有奉存候処毛頭偽り無御座候。則末寺御免之節差上ケ申候証文□摺、此度差上ケ申候。□御慈悲之上、□為成下、此度御墨付頂戴仕候ハ、難有可奉存候。以上

一、^(通兼)御檢地之節御奉行様へ差上ケ申候
□文扣モ差上ケ申候

享保五年庚子九月三日

比賀江村最玄寺旦那

角左衛門

多左衛門

佐左衛門

暁 春

梶井宮様

御内

御代官所様

一一、享保五年九月 比賀江村惣檀那宛招善寺梵眷請状

寺請状之事

江戸時代村落の両墓制史料

一、丹波国桑田郡比賀江村最玄寺当住三誉儀、代々浄土宗ニ而拙僧檀那ニ紛無御座候。若此僧ニ付、万一疑敷宗門之由申もの御座候ハ、拙僧何方迄茂罷出急度埒明可申候。仍為後日寺請状如件。

京東山一心院末寺

紫竹村

招善寺

梵 誉印

享保五庚子歲九月

比賀江村

惣檀那中

参

一二、(推定)享保六年二月 比賀江村庄屋等宛勘定所許状

覚

最玄寺住持要用之薪之儀、寺山ニ而立木切申度趣内意被相尋申候ニ付、雜木見合切可被申旨申達候間、勝手次第庄屋江断可有之候。場所見届何方ニ而も山内勝手ニ切被申候様ニ可致候。勿論旦那共立会ニおよひ不申候。以上

(享保6之)
丑二月

御勘定所 印

比賀江村御下

庄屋 角左衛門

年寄 太左衛門

一三、享保十年八月 比賀江村杉浦領庄屋等宛同村梶井領庄屋等連判書状案

本寺添証文写

梶井御門跡御末寺之旨、先年書付被下置候事。住持相替、自他領相尋候節者、右書付之趣年号等違無之段書付ヲ以可申達、此度改兩度書付被下候者也。

享保乙巳十年

八月十四日

富小路刑部卿

比賀江村

最玄寺

証文

一、当村最玄寺天台宗ニ而御本所様御末寺也。依之享保五辰子歳御証文致頂戴、其列写進置候。此度住持替□付御断申上候処、御吟味相濟則己前御証文御添書被下置、光詮住職無紛候。御本寺証文ハ此方彼方杯ニ其方御入用之節ハ、何時ニ而も掛御目可申候。為後日仍而如件。

享保十乙巳年

八月十七日

丹波国桑田郡梶井御門跡領

比賀江村庄屋

権兵衛判

同年寄 佐左衛門判

最玄寺当住持

光 詮印

杉浦出雲守様御知行所

同州同郡比賀江村

庄屋年寄中

一四、享保十六年八月 比賀江村庄屋等宛勘定所申渡状

江戸時代村落の両墓制史料

江戸時代村落の兩幕制史料

申渡ス覚

御末寺

比賀江村最玄寺

且家共

一、此節御末寺最玄寺無住ニ付、寺ハ不及云、諸道具其外寺附之物等預ケ置候段申付置候。然所外寺之且家共、惣山と申遂ケ候ニ付、前々より支配之例有之と申論シ、御預ケ之儀不相弁、立木ヲ切候段甚不届ニ付、吟味之上急度越度可申付候得共、咎ルニ付驚赦免之願ニ付、此度者被免候。併互ニ我意ヲ立、無用之材木ヲ切候段不届ニ候。依之過料として老本代五匁ツゝ可差出。尤十本之内其村權兵衛始申合之者共、三ッ割老分過料申付候。出銀之儀庄屋方江取集メ早々可差出者也。

享保拾六年亥八月

御勘定所印

比賀江村

庄屋 角左衛門

年寄 太左衛門

最玄寺

惣 且 家

一五、(推定)享保十六年 最玄寺除地ニ付口上書案(後欠)

口上之下書

一、比賀江村惣高三百三拾老石余

内三百石 梶井宮様江渡り(寛文6) 享保十六
但シ丙午年より當家之
年迄六拾五年ニ成ル

残テ三拾壹石余 御藏御領此御藏御領江其後次之午之年御公儀様より御檢地被為成候

是五拾三年
享保十六

一、此宮様末寺最玄寺ハ御公義様ノ除地

宮様御領三百石ノ外御藏御領ニ而往古より除地之寺ニ而御座候。然処其後御公儀様より御檢地之御、此最玄寺古
屋敷御改メ被為成候。依之住持竜山坊乍恐御奉行所へ罷出、貧地ト申往古より除地之趣段々具ニ奉願御訴訟罷申
上候処、聞召被為遂、如此証文被為仰付、奉畏入認メ差上申候。其文書之扣最玄寺へ所持仕候。則御藏御領之庄
屋源兵衛忤自筆ニ而御座候。且又除地之印ニハ新檢帳面ニ一筆ニ印可被下ト之御上意ニ御座候。毛頭偽り無御座
候。夫より九年以後新檢帳面相渡リ、御年貢取納仕候へ共、最玄寺除地ニ被為成セ候ニヤ、何方よりも御年貢之
儀ハ只今ニ至リ有無之子細無御座候。然処此新檢帳最玄寺且家ニハ終ニ見セ不申候而、剩以謀計ヲ色々と且家□
騷動至させ、何共迷惑ニ奉存候。哀御慈悲之上、右新檢帳被為召出御覽被為成被下候ハ、偏ニ難有可奉存候。

以上

〔異筆〕
〔御檢地者延宝五〕

年号月日

〔異筆〕
〔此号享保十六年カ〕

一六、(推定)享保十六年 最玄寺除地ニ付口上書案別本(後欠)

〔踊異〕最玄寺請狀〕

覚

江戸時代村落の町墓制史料

〔異筆〕
〔延宝五年より享保十六迄
五十六年ニ成
元文四年迄五十四年〕

一、往古より比賀江村高三百卅石余ノ所、内三百石ハ梶井宮様江相渡リ、残卅石余ハ御藏御領ニ而御座候。其後御公儀様より御檢地被為成候節、御奉行様此宮様末寺最玄寺古屋敷御改被為成候。然ル所最玄寺住持竜山乍恐罷出、往古より除地趣段々速ニ御奉行所へ御訴訟被申上候。其段聞召被届ケ、依之此扣へ証文ノ通り書付被為仰付則認差上ケ置申候。定而卅石方御檢地帳此最玄寺屋敷、又山之沢ケ儘ニ可有御座と奉存候へ共、終ニ此方最玄寺且家方へハ見せ不申候。依之村中騒動仕、何共迷惑仕候御事。

一、惣而地下中不残山檢地御座候節、此三百石と卅石と同村之事ニ御座候へハ、立合山数ケ所御座候。(名カ)惣谷西谷ノ内ニ而役山五ヶ所三百石方之檢地帳斗ニ付被申候へ共、往古ノことく卅石者明細支配仕候。乍恐御慈悲之上、卅石方山田畑、御檢地帳被為召出御覽ノ上ニ而(後欠)

一七、(推定)享保十六年頃 比賀江村諸寺由緒書案

一、德寿庵と申ハ○ノ石原之持庵、梅雲と云僧則少シノ庵立テ△
被置申候。夫より德寿庵始りと申候。則チ梅雲
最玄寺隱居少し之庵御座候処○
最玄寺隱居へ弟子ニ遣シ△
相国寺

ノ弟子ニひかへノ子ニかとくヲ付、弟子ニ遣シ被申候。此弟子京都正石寺へ学文ニ被上候て即チ京ニて死去被致、

夫より德寿庵ニ正度と申ししや妻夫住宅致シ子二三人うみそたて、其間ハ無住也。此正度黒田へ引こし、只今ニ

理濁□□□

玄潤德寿庵被□□

子共居申候。夫より後住かい庵被居申候。夫よりかうそうと申僧被居、則此かうそう此寺ニて死去致申候。
享保十五年

一、清光寺ハ本ハ俗家ニて御座候所、大野村小野内ノ本ニ寺有、此僧しゆんそうと申僧、俗家ヲ買、寺ニ取立テ被申候。又其跡ヲ只今ノ白道と申僧、大野村慈眼寺ノ弟子買請被成申て住僧ニ被居申候。則清光寺ハ德寿庵よりも新寺也。享保十六年迄ニハ五十年斗□
四

其時之任持永輪と申候

此永りん僧病死之時弟子善休跡ヲツキ 此善休僧△

一、禪定庵ハ本ハ上のたんかぢの五左衛門持庵也。即チ此持庵弥右衛門家敷ニ有、夫ヲ△ 只今の禪定庵屋敷ハば

(或ハ「ぶ」カ) くのかやばた也。則此かやばたらば(或ハ「ぶ」カ) くニ所望被致候て只今ノ禪定庵▲ヲ立テ□□引

▲此寺ニてたんぎとき、此僧殊外べんせつよき僧ニて有之、如此時ニ溝口道入・中江村西ノかうさい出家被致候。

其後少シ無住有、又其後宇治大ばくほの僧れい石と申信○ 取立、夫より禪定庵ハ代々をばく僧被居申候。

此禪定庵も本かちの五左衛門持庵新寺也。縁類ノ寺也。只今ノ禪定庵寺家敷 享保十六年迄 禪休僧しんくと云坊主

呼下シ、千日ヲ始メ、又此しんくたんぎ坊主ヲ京より呼下シ、此僧べん舌能僧ニて、道入・かうさい出家被致候。

一、最玄寺山ニ就 徳寿庵壇家方より、村中之堂山 椋栗宇右衛門初テ被申、夫故御本所様へ権兵衛譏奏被申、

以夫最玄寺檀家共中御本所様へ呼付被為成、最玄寺山ニて本所様へ御うつたへも無木ヲ切候事、段々しかられ候

へ共、最玄寺だんけりじゆんニ罷成、十本ノ檜瓜式間半巻本ニ付五匁つゝニ御究、過怠として最玄寺壇家三ヶ二

出し勘定 又三ヶ一ハ徳寿庵だんけ出し申候て出入事相済申候。夫より○ 最玄寺山ニ難ク相極申様仰被為成付、

徳寿庵檀家権兵へ・安兵へ・安之丞、最玄寺山ニ紛無御座候由、御本所様ニて享保十六年辛亥八月十九日時分、

右三人之衆印形被致相済申候。

(つゝ)